

## 2. 介護保険サービスに関する消費税の取扱い等に係る検討について

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」の成立に伴い、今後、消費税率の引上げが行われることを踏まえ、介護保険サービスに関する消費税の取扱い等について、社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会で検討を行っている。

この法律では、「医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をする」とされており、介護報酬でも、これまでの消費税率引上げ時等の診療報酬における対応と同様の対応を行う場合、平成25年7月に実施予定の介護事業経営概況調査で、各サービスの人件費割合、非課税品目等のデータを取得し、改定率の検討を行う必要がある。

また、現在、医療保険側では、医療機関等が行う高額な投資に係る消費税の負担の状況について調査を行い、その対応についても検討しており、介護保険でも、医療保険側と同様に高額な投資に係る消費税の負担について調査を行っている。

各自治体におかれては、今後の検討状況についてご了知願いたい。

### (検討スケジュール)

- |          |                                      |
|----------|--------------------------------------|
| 平成24年12月 | ・関係団体ヒアリング                           |
| 平成25年1月  | ・介護サービス施設・事業所が行う高額投資に係る消費税課税の実態調査の実施 |
| 平成25年度前半 | ・議論の中間整理<br>・介護事業経営概況調査              |
| 平成25年度後半 | ・8%引上げ時の対応とりまとめ                      |
| 平成26年4月  | ・消費税率引上げ（5%→8%）                      |